社会福祉法人鼎会 評議員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鼎会(以下「本会」という。)の職務に従事する評議員等の報酬及 び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償の額)

第2条 本会の評議員等及びその他の者の報酬及び費用弁償の額は次の各号に掲げる区分による。

(1) 本会の評議員等

職名	区分	金額	
評 議 員	日額	5,000円	報酬には旅費相当額の費用弁償
理 事 長	日額	5,000円	を含む
理事	日額	5,000円	
監 事	日額	5,000円	

(2) その他の者

職名	区分	金額	
第三者委員	日額	5,000円	報酬には旅費相当額の費用弁償
入居検討委員	日額	5,000円	を含む
評議員選任・解任委員	日額	5,000円	

(報酬の支給方法)

- 第3条 日額報酬は、業務終了ごとに随時これを支給する。
 - 2 2以上の職を有する者が、同じ日に2以上の職務に従事した場合は、その額の多い報酬を支給する。

附則

- この規程は、平成14年4月1日に遡って施行する。
- この規程は、平成16年11月1日から施行する。
- この規程は、平成19年11月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年2月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。